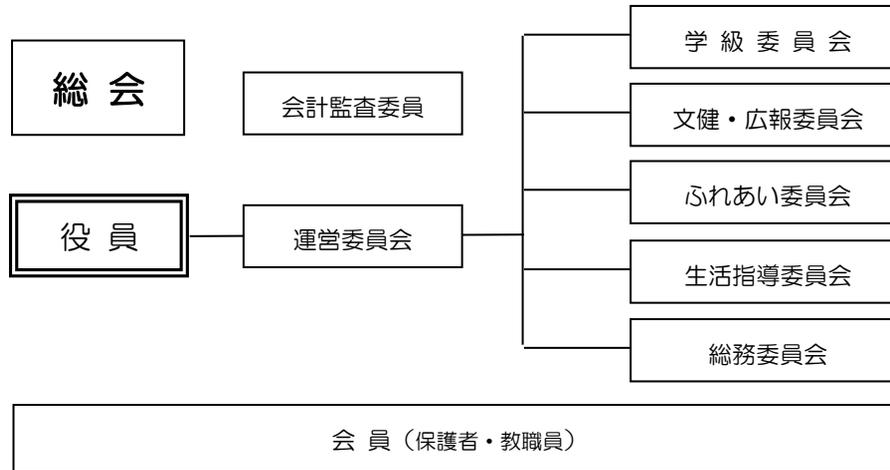


【上野小学校 豊友会 組織図】



【第6章 役員とその選考 第12条】

7. 役員承認は全会員に指名委員会より役員候補者を文書で提示し、無記名投票多数決で選挙する。

【第6章 役員とその選考 第13条】

1. 会長は本会を代表し、総会、運営委員会を招集しこれを司会する。また、すべての委員会、集会の報告を受ける。

【第10章 委員会 第23条】

2-ハ 学級、ふれあい、文健・広報、総務の各委員会の正副委員長及び、生活指導委員長については、新年度の会長が委嘱する。